

議 事 日 程 第 7 号

令和4年3月24日（木）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 4号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第 2 議第 5号 米沢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議第 6号 米沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議第 7号 米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 請願第1号 「米沢市学校給食基本方針」を実現していく上で、十分な検証を行い、その結果を市民にしっかりと説明することを求める請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第 6 議第 8号 米沢市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議第 9号 米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議第10号 米沢市立病院看護師等奨学資金貸付条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 9 議第11号 市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分について
- 日程第10 議第12号 市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分について
- 日程第11 議第13号 市有財産（米沢オフィス・アルカディア用地）の処分について
- 日程第12 議第14号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第13 議第15号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（2号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第14 議第16号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更について

（予算特別委員長報告）

- 日程第15 議第23号 令和4年度米沢市一般会計予算
- 日程第16 議第24号 令和4年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 日程第17 議第25号 令和4年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算
 日程第18 議第26号 令和4年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算
 日程第19 議第27号 令和4年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算
 日程第20 議第28号 令和4年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算
 日程第21 議第29号 令和4年度米沢市物品調達費特別会計予算
 日程第22 議第30号 令和4年度米沢市南原財産区費特別会計予算
 日程第23 議第31号 令和4年度米沢市三沢東部財産区費特別会計予算
 日程第24 議第32号 令和4年度米沢市水道事業会計予算
 日程第25 議第33号 令和4年度米沢市下水道事業会計予算
 日程第26 議第34号 令和4年度米沢市立病院事業会計予算
 日程第27 議第35号 令和3年度米沢市一般会計補正予算（第11号）

- 日程第28 発議第2号 本国の有事に備え国民の生命と財産を守る事を求める意見書の提出について
 日程第29 発議第3号 ロシアによるウクライナ侵略行為を強く非難するとともに日本国内における改憲及び軍事力・軍事同盟力強化の策動に反対する意見書の提出について
 日程第30 議員派遣について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

議事日程第7号と同じ

~~~~~

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1番	鳥	海	隆	太	議員	2番	成	澤	和	音	議員
3番	齋	藤	千	恵	議員	4番	古	山	悠	生	議員
5番	井	上	由	紀	議員	6番	小	島		一	議員

7番	小久保 広 信	議員	8番	影 澤 政 夫	議員
9番	高 橋 英 夫	議員	10番	高 橋 壽	議員
11番	堤 郁 雄	議員	12番	関 谷 幸 子	議員
14番	山 村 明	議員	15番	山 田 富 佐 子	議員
16番	佐 藤 弘 司	議員	17番	太 田 克 典	議員
18番	我 妻 徳 雄	議員	19番	島 貫 宏 幸	議員
20番	木 村 芳 浩	議員	21番	相 田 克 平	議員
22番	工 藤 正 雄	議員	23番	中 村 圭 介	議員
24番	島 軒 純 一	議員			

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	大河原 真 樹
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	遠 藤 直 樹
市民環境部長	安 部 道 夫	健康福祉部長	山 口 恵美子
産 業 部 長	安 部 晃 市	建 設 部 長	吉 田 晋 平
会 計 管 理 者	小 関 浩	上下水道部長	高 橋 伸 一
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市立病院事務局長	渡 辺 勅 孝
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	土 田 淳
政策企画課長	伊 藤 昌 明	教 育 長	土 屋 宏
教育管理部長	森 谷 幸 彦	教育指導部長	山 口 玲 子
選挙管理委員会委員長	玉 橋 博 幸	選挙管理委員会事務局長	佐 藤 幸 助
代表監査委員	志 賀 秀 樹	監 査 委 員 長	片 桐 茂
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宍 戸 徹 朗

出席した事務局職員職氏名

事務局 長	三原 幸夫	事務局 次長	細谷 晃
副主幹兼 議事調査主査	渡部 真也	総務主査	澁江 嘉恵
主 任	曾根 浩司		



午前 9時59分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第7号により進めます。

.....

日程第1 議第4号置賜広域行政事務組合
規約の一部変更について外4件

○相田克平議長 日程第1、議第4号置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてから日程第5、請願第1号「米沢市学校給食基本方針」を実現していく上で、十分な検証を行い、その結果を市民にしっかりと説明することを求める請願までの議案4件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

総務文教常任委員長 6番小島一議員。

〔総務文教常任委員長 6番小島 一議員登壇〕

○6番（小島 一議員） 御報告申し上げます。

去る1日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案4件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、4日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議第4号置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてであります。本案は、置賜広域行政事務組合が行う共同処理事務のうち、し尿共同処理施設の設置及び管理運営に関する事務等を変更することについて協議を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号米沢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてであります。本案は、職員のサービスの宣誓の際に任命権者等の面前での署名を不要とするとともに、災害対応等が必要な場合には宣誓を行う前においても職員に職務を行わせることができるようにするほか、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、宣誓をさせるいとまがない場合というのはどのような状況かとただされ、当局から、大規模な災害などで宣誓式の開催よりも優先すべき業務があり、そうした場合にはすぐに対応するなどの柔軟な対応が求められる場合を想定しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号米沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号米沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、国家公務員に準じ、不妊治療のための休暇を新設しようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「米沢市学校給食基本方針」を実現していく上で、十分な検証を行い、その結果を市民にしっかりと説明することを求める請願についてであります。本請願は、米沢市学校給

食基本方針を決定するに至った経緯や理由について市民に対して十分に説明すること、学校給食の3つの方式について建設費用や維持管理費用を含めた比較検証を行い、その結果を市民に知らせること、共同調理方式では地産地消やアレルギー対策がどうなるのか、市民に詳しく説明することを求めるものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、請願者が2月22日に市へ提出した署名の筆数及びどのような方々が署名されていたのか。また、署名に加えて請願者に送付された意見の内容について質疑があり、参考人から、署名の総数は3,901筆で、子育て中の世代に加え年配の方から多く意見をいただいた。米沢のすばらしい自校方式がなぜ共同調理方式に切り替わるのかとの意見がほとんどであったとの答弁がありました。

また、委員から、本請願の趣旨は、教育委員会が決定した共同調理方式を白紙に戻し、自校方式か親子方式に再考してほしいということかとの質疑があり、参考人から、そのとおりであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、学校給食基本方針は、市民への説明が十分なされていると考えており、中学校校長会や各中学校PTA会長からも共同調理方式に賛成する要望書が提出されていると聞いている。説明不足だと言うが、請願者にとって納得のいく説明ではなかったということではないかとの質疑があり、参考人から、説明が不十分であることは、我々請願者だけの認識ではなく、多くの市民が思っているということであるとの答弁がありました。

また、委員から、請願項目の「自校方式では敷地面積が足りない」と判断する場合には、隣接地の購入や増改築も前提として考えられることとの表現の意図することについてただされ、紹介議員から、敷地面積が足りなければ隣接地の購入や校

舎の増改築費用と維持管理費用を検証してほしいとの意味であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、統合中学校の増改築を行う想定で正確な建設費用を算出する場合、どの程度の費用や期間が必要かとの質疑があり、当局から、精緻な設計となると正式に業務委託して設計しなければならず相当の費用が必要である。また、増改築に際しては、構造計算等も含めかなりの業務量となるため、半年以上の期間を要するのではないかと答弁がありました。

また、委員から、本市は共同調理方式化に向けた調査を始めており、その経過等を発信すべき立場にあるが、一方で、請願項目で求める基本方針を決定するに至った経緯と理由を改めて市民に発信すること、及び共同調理方式を選択しているにもかかわらず、学校給食の3つの方式の費用の比較検証を行うことは、市民の混乱を招くと考えるがどうかとただされ、参考人及び紹介議員から、学校給食基本方針を決定した経緯と理由について説明が不十分であり、また、3つの方式の費用について、市民はそれを知らせてほしいと願っているとの答弁がありました。

さらに、共同調理方式では、地産地消やアレルギー対応ができないとする根拠はあるのかとの質疑があり、参考人から、共同調理方式の給食では作業できる時間が自校方式に比べて半分程度と短く、その時間で調理するには地元の野菜を購入して下処理後に調理することは困難で、あらかじめ加工した野菜を使わなければならない、地産地消にはつながらない。また、共同調理方式では、子供との距離があって十分なアレルギー対応ができていない例があるとの答弁がありました。

また、委員から、自校方式では地元の農家から購入した食材を利用した地産地消が行われているが、共同調理方式ではそうしたことが難しくなるのではないかと質疑があり、参考人から、農家や地元の商店から食材を購入して手作りする機会が減るのは明らかで、加工食品を使用する機会が

増え、今までのような地産地消の推進は難しくなると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、参考人は自校方式が最も望ましいことだけを強調されるが、米沢市学校給食検討委員会報告書には、「小・中学校共に自校方式が最も望ましい」の後に「自校方式ができない場合においては、親子方式の継続や給食センター方式も検討する。なお、その際には、全校を同じ方式とするのではなく、最適な方式を組み合わせることも有り得る」との記載があるのではないかと質疑があり、紹介議員から、請願要旨に引用したとおりであるとの答弁がありました。

また、委員から、共同調理方式の施設で頑張っている職員の姿を見ているが、取組次第でアレルギー対策や食育に十分対応できると考えるがどうかとただされ、参考人から、共同調理方式の現場でも努力の成果はあるが、自校方式が内容で上回っているとの認識であるとの答弁がありました。

続いて、委員から、米沢市学校給食基本方針の決定に当たってパブリック・コメントを実施しなかったことについて、ほかの委員の意見を伺いたいとの委員間討議の申出がありました。

委員から、パブリック・コメントは、市民の皆さんから意見を聞くと同時に、市の考えを広く市民に周知する意味もあり、本来はパブリック・コメントをきちんと行わなければならなかったとの考え。

統合中学校の敷地面積が足りないことから、子供たちの安全やその他の教育環境を確保するためには自校方式は難しいとの説明を十分に受けており、そこが明確な状態で採用すべき方式を市民に問うのはかえって市民の混乱を招くとの考えが示されました。

また、委員から、昨年9月定例会に提出された補正予算には、共同調理方式の調査費用が計上され既に議決しており、その調査が進行している中で、予定していないほかの2つの方式の費用を算出するのは矛盾していると考え、ほかの委員

の意見を伺いたいとの委員間討議の申出がありました。

委員から、学校給食基本方針の決定に至る様々な分析、検討が不十分であり、共同調理方式の調査が進行しているものの、ほかの2つの方式の調査費用を補正予算に計上した上で、3つの方式の違いを明らかにすることが必要との考え。

昨年9月定例会での共同調理施設の調査に係る予算の議決の重みがあり、本請願を採択して、できるかどうか分からず現実的でない方式についての設計・積算、土地の購入についての地権者への打診、金額算定などを行うことは、実現すべきゴールを見据えた場合、計画的な事業の進め方とは言い難く、当局の負担を考えても適切ではないとの考え。

昨年9月定例会の補正予算の議決は非常に重いものと思っているが、入り口の段階でパブリック・コメントを実施せず、学校給食の3つの方式の十分な試算を行わなかったことからこのような請願が出てきているとの考え。

共同調理方式を選択した際の議論は非常に丁寧に進められてきており、あちらもこちらもと費用をかけて調査するのは市民の不利益になるとの考えが示されました。

採決に当たっては、共同調理方式に係る建設費用などが明らかになっていないことやほかの2つの方式との比較もなされていないことに疑問を持っている。大きな方針転換の際にパブリック・コメントを実施しなかったことは非常に大きな問題と考えることから、本請願を採択すべきとの意見。

現状に照らし合わせ、自校方式を進めることは難しいということを理解した上で、共同調理方式の調査費用について議決し、共同調理方式に向けた検討が進んでいる中で、その議決を覆すような判断はできないことから、本請願は不採択とすべきとの意見。

今定例会の議論の中でもあったように、統合中学校の試算した自校方式の調理場面積などの根拠

が示されないが、行政が方針を決定する際には、きちんとした分析を行うこと、その根拠を示すことが必要で、それが不十分であるため、本請願を採択すべきとの意見。

学校給食を調理する場所よりも、それを支える人がどうすればよりよい給食を提供できるかを考えることが大切であり、共同調理方式がふさわしくないと反対するようなことではないと考えることから、本請願を不採択とすべきとの意見に分かれたため、起立採決を行ったところ、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案4件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第1号に対し、7番小久保広信議員、5番井上由紀雄議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕

○7番（小久保広信議員） 請願第1号「米沢市学校給食基本方針」を実現していく上で、十分な検証を行い、その結果を市民にしっかりと説明することを求める請願に、賛成の立場で討論を行います。

2021年4月に米沢市教育委員会は、学校給食検討委員会が導き出した「自校方式が最も望ましい」とした結論をパブリック・コメントなどによる市民意見を聞くこともせず、2021年5月の教育委員会で中学校の給食を共同調理方式（センター方式）にする方針を決定しました。

どれだけの市民の皆さんが中学校給食のセンター化のを知り、理解しているのでしょうか。そして、多くの市民の皆さんの意見をどう取り入れていかれるのでしょうか。

行政の在り方は、市民の意見をしっかりと聞いて取り入れることが大切です。請願にあるように、基本方針に至った経緯や理由を市民の皆さんに十分に説明すべきです。

次に、自校方式とセンター方式や親子方式での経費の比較をきちんとなされていないことです。検討委員会の中核である具体的な調理方式と実現に向けた財政的考察がしっかりとされておらず、十分な知見を示すこともなく、センター方式一辺倒でその優位性のみ説明され、自らの正当性の釈明に終始しているばかりです。請願にあるように、3つの方式の建設費用や維持管理費用を含めた比較検証が必要です。

センター化では、子供たちのため、安心安全のためと言いながら、子供たちの成長に大事な食や食育が忘れられていると感じざるを得ません。栄養教諭が2名配置になるとも言われていますが、米沢市全体としてどうなっていくのでしょうか。現在は、親子方式のために加配になっている状況です。特に食育やアレルギー対応食には、教育委員会が言っているようなきめ細やかな対応ができるとは思えません。ほかの多くのセンターを見ても、卵や乳製品だけを除去しているのが精いっぱい状況です。

よって、請願第1号に賛成いたします。

以上、申し上げ、議員各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○相田克平議長 次に、5番井上由紀雄議員。

〔5番井上由紀雄議員登壇〕

○5番（井上由紀雄議員） 私は、請願第1号「米沢市学校給食基本方針」を実現していく上で、十分な検証を行い、その結果を市民にしっかりと説明していくことを求める請願に対し、反対の立場で討論を行います。

これまで教育委員会からの様々な場面における答弁を総合的に見れば、まず、最優先は子供たちの学習環境であり、その学習環境が安全・安心であることを基本原則とした上で、本市の学校給食

の今後の在り方はどうあるべきかということを一貫して答弁や検討を進められてきたことと認識しています。

子供たちの安全や様々な教育活動を犠牲にしてまで、敷地内での給食調理は、教育委員会として選べなかったのだろうと改めて推察いたします。

子供たちの将来の学習環境の安全・安心、これからの学校の在り方など、様々な部分をそれぞれ総合的な視点、観点で検討されていると認識しております。

今後、共同調理方式を進める上で、直営か、民営か、建設場所、コストなど、様々な検証を進めなければならないことを考えれば、教育委員会だけで進めることは現実的でないと考え、昨年9月の定例会において補正予算を議決したことの重さも認識しなければなりません。

既に進んでいる検討方針があるにもかかわらず、別の方式を検討することは、市民の混乱を招くことにつながるのではないかと危惧することから、本請願に反対いたします。

○相田克平議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました請願第1号の請願1件を除く、議第4号から議第7号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第4号から議第7号までの議案4件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第1号について、起立により採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、賛成少数で不採択であります。

お諮りいたします。

請願第1号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決まりました。

.....

日程第6 議第8号米沢市国民健康保険税 条例の一部改正について外2件

○相田克平議長 次に、日程第6、議第8号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第8、議第10号米沢市立病院看護師等奨学資金貸付条例の一部改正についてまでの議案3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

民生常任委員長17番太田克典議員。

〔民生常任委員長17番太田克典議員登壇〕

○17番（太田克典議員） おはようございます。御報告申し上げます。

去る1日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

当委員会は、議会日程に従い、7日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、病院事業管理者及び関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第8号米沢市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。本案は、国民健康保険税の税率等の改正を行うほか、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、国民健康保険税の未就学児に係る均等割額の減額措置が新設されるが、減額措置の対象年齢を拡大する考えはあるかとの質疑があり、当局から、全国市長会では減額措置の対象年齢のさらなる拡大を国に対して要望して

おり、本市としてもこの要望に賛同していることから、今後も国の動向を注視してまいりたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。本案は、教育・保育給付認定保護者が負担する副食の提供に係る費用について、免除する多子世帯の範囲を拡大しようとするものであります。

本案に対し、委員から、保育料及び副食費を免除する多子世帯の範囲拡大による影響額について質疑があり、当局から、月平均で約190名が保育料及び副食費の免除の対象となり、影響額は年約1,940万円になるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号米沢市立病院看護師等奨学資金貸付条例の一部改正についてであります。本案は、奨学資金の返還の債務の免除に係る条件を改めようとするものであります。

本案に対し、委員から、新病院開院に向けてますます看護師の確保が必要になると思うが、奨学資金の返済を免除するまでの病院への従事期間を延長することで看護師の受験者数が減少するおそれはないかとの質疑があり、当局から、新病院では急性期医療に特化した診療体制となり、それに応じた方に応募いただけると考えていることから、これまでと同程度の受験者数になるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、奨学資金の返済が全額免除となる従事期間に満たない期間で病院を退職した場合、奨学資金の返済は免除されるのかとの質疑があり、当局から、当院への従事期間に3分の1を掛けた期間が奨学資金の返済を免除される期間となり、返済の一部が免除されることになるとの答弁がありました。

さらに、委員から、看護師の労働環境や労働条件を見直さなければ、奨学資金の返済を免除するまでの病院への従事期間を延長したとしても、看護師の退職者を減らすことにはつながらないのではないかとの質疑があり、当局から、看護師の確保を図るため、引き続き、奨学資金貸付制度の見直しを検討するとともに、魅力ある病院の環境づくりに努めていきたいとの答弁がありました。

このほか、委員から、新病院では三友堂病院の奨学資金貸付制度を利用している看護師が市立病院で働くことも考えられるが、その場合はどのように対応するのかとの質疑があり、当局から、三友堂病院の奨学資金貸付制度を利用している看護師が当院で働く場合、当院において奨学資金の返済を免除するような仕組みが必要であると考えており、今後、具体的に三友堂病院との協議を進めていきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、奨学資金の返済を免除するまでの病院への従事期間を延長することにより、安定的に看護師を確保するという点において一定の効果があると考えられることから賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案3件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第8号から議第10号までの議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、

議第8号から議第10号までの議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第9 議第11号市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分について外5件

○相田克平議長 次に、日程第9、議第11号市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分についてから日程第14、議第16号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更についてまでの議案6件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

産業建設常任委員長19番島貫宏幸議員。

〔産業建設常任委員長19番島貫宏幸議員登壇〕

○19番（島貫宏幸議員） 御報告申し上げます。

去る1日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

当委員会は、議会日程に従い、8日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第11号市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分についてであります。本案は、米沢八幡原中核工業団地用地7,744平方メートル余を米沢市城北二丁目1番17号、株式会社金子レンタル代表取締役 金子尚人に6,335万8,000円で売却しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号市有財産（米沢八幡原中核工業団地用地）の処分についてであります。本案は、

米沢八幡原中核工業団地用地5,225平方メートル余を東京都三鷹市新川五丁目12番15号、株式会社斎藤容器代表取締役 斎藤実に4,337万1,000円で売却しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号市有財産（米沢オフィス・アルカディア用地）の処分についてであります。本案は、米沢オフィス・アルカディア用地6,537平方メートル余を東京都千代田区平河町一丁目9番5号、イズミ物流株式会社代表取締役 平川信に6,795万8,800円で売却しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更についてから議第16号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更についてまでの議案3件であります。これらは関連がありますので、一括して審査を行いました。

これらの案件は、特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業）について、令和元年12月定例会で議決された1号棟、2号棟及び3号棟の事業契約について、施設維持管理費の額を改定する要件として契約に定めた率以上の物価の変動があったことから、その上昇分を契約金額に反映させるため、契約金額を、1号棟については8億5,188万3,457円から8億5,331万6,022円に143万2,565円増額し、2号棟については7億1,474万3,653円から7億1,645万8,286円に171万4,633円増額し、3号棟については8億4,370万196円から8億4,602万5,166円に232万4,970円増額し、契約を変更しようとするものであります。

これらの議案については、質疑もなく、意見も

なく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案6件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第11号から議第16号までの議案6件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第11号から議第16号までの議案6件は、委員長報告のとおり決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時44分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議第23号令和4年度米沢市
一般会計予算外12件

○相田克平議長 次に、日程第15、議第23号令和4年度米沢市一般会計予算から日程第27、議第35号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第11号）までの議案13件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長2番成澤和音議員。

〔予算特別委員長2番成澤和音議員登壇〕

○2番（成澤和音議員） 御報告申し上げます。

本日は、去る1日の本会議で当予算特別委員会に付託されました議第23号令和4年度米沢市一般会計予算から議第34号令和4年度米沢市立病院事業会計予算までの当初予算12件及び10日の本会議で当予算特別委員会に追加付託されました議第35号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第11号）の補正予算、合わせて13件について御報告申し上げます。

当委員会は、議会日程に従い、9日から11日まで及び14・15日の5日間にわたり、議場・委員会室において、各委員出席の下、当局から市長をはじめ副市長、教育長、病院事業管理者、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑・要望等の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

まず、審査の都合上、令和4年度当初予算12件を一括議題とし、初めに副市長から予算の概要について、総務部長から人件費について、企画調整部長から置賜広域行政事務組合電算処理分担金について、それぞれ説明を受け、審査を行いました。

これに対する総括質疑では、今後の財政見通しが示されたが、施策の基礎となる人口推計については、平成28年に策定した米沢市人口ビジョンの数値を用いたと記載されている。その数値は、平成22年実施の国勢調査や平成25年3月に出示された国立社会保障・人口問題研究所の推計値であり、用いられている合計特殊出生率も平成25年の1.39である。この推計の数値は古過ぎるのではないか。現在の住基人口は、令和4年2月末現在で7万8,000人を切っている。また、今年度の出生数は、

2月末現在で384人であり、私たちの想像をはるかに超えて人口減少、少子化が進んでいる中で、古いデータを使い続けることは見通しが甘くなるのではないかとして質疑がありました。

また、最近の燃料費高騰について、市勢全般に影響してくると考えられるが、市としての考えはどうかとして質疑がありました。

第2款総務費では、SDG s 推進事業について、SDG s 推進参与の任用とあるが、参与はどのような業務を担い、どのように事業を進めていくのかとして質疑がありました。

また、ワーケーション推進事業について、ワーケーションを進めるには様々なメニューであったり、受入れ側の施設整備など簡単ではないと思うが、市としてワーケーション推進に当たりどのようなビジョンを持っているのかとして質疑がありました。

さらに、最上川源流よねざわ紅花プロジェクト事業について、白鷹町では町内7か所に栽培地を設け、いつ見頃かどうか発信している。本市も市内の名所旧跡を巡りながら紅花を観賞できるようなことを考えてはどうか。また、紅花の栽培・加工技術等の後継者育成を今後、行っていく考えはあるのかとして質疑がありました。

また、市のホームページやサーバーの対策は取られているものと理解しているが、万が一、サーバーがハッキングされた場合、その対応に向けて体制は整備されているのかとして質疑がありました。

さらに、乗合タクシー運行事業費について、以前、山上、広幡、田沢の3つ以外の地域でも乗合タクシーの対象地域としてほしいと要望した際、民間バス事業路線区域に該当するため難しいとの答弁であった。乗合タクシーもバスも本市が補助金を出しているのであれば、調整することは可能ではないか。事業者の考えもあると思うので、こういったことも踏まえ、要望のある地域については前向きに検討していただきたいがどうかと

質疑がありました。

また、西吾妻山×天元台×白布温泉エリアリオープンプロジェクト事業について、昨年度は拠点整備事業として湯車を設置した。新年度も交流拠点スペース整備とあるが、どの辺りを予定しているのか。また、誘客事業で健康長寿推進事業とあるが、どのような内容かとして質疑がありました。

さらに、米沢市版DMO推進事業について、この事業を推進していく法人組織はどのような方たちでどのような体制を考えているのか。また、6年後には自立していくとの答弁であったが、経営計画はどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、サテライトオフィス等開設支援事業について、この事業は誰を対象として構築したのか。また、どの程度の件数を見込んでいるのかとして質疑がありました。

さらに、マイナンバーカードを取得する際の本人確認について、顔写真付の証明書が必要であり、主に運転免許証になるわけだが、高齢で免許証を返納されたという場合もある。その場合、本人確認書類が健康保険証しかない方も今後、増えてくることが考えられるが、確認はどうしていくのか。また、市民サービスを考え、より簡便な方法をお願いしたいとして質疑・要望がありました。

第3款民生費では、ひきこもりサポート事業について、コロナ禍で人が集まりにくい状況が続いている中、令和2年度から3年度にかけての実績は、相談が1.31倍、居場所が1.37倍、訪問支援が1.67倍と大きく伸び成果も出ていい傾向とと思っているが、相談などから就労に結びついたケースはあるのかとして質疑がありました。

また、多胎児子育て支援事業について、委託先が育児支援団体となっているが、これはどのような団体を想定しているのか。また、本市にこのような団体はあるのかとして質疑がありました。

さらに、病児保育事業費補助金について、新型コロナウイルス感染に対する不安感により病児保

育の利用自体が控えられ、利用者も減っていると思うが、今年度の実績はどうか。また、病児保育は困ったときのセーフティーネットであり、保護者にとって大切な支援策となっている。受け入れる側でも常にその体制を取らなければならないことから、施設側でもこの補助金は必要である。補助金の算定は、基本料に加えて利用者数に応じた加算料金になっていると思うが、前年度は利用者が減った分の補填として通常の年と同水準で支出されたと聞いている。今後もそのような措置を考えているのかとして質疑がありました。

また、子ども家庭総合支援事業について、子ども家庭総合支援拠点はどこに設置され、人員体制はどのように考えているのか。また、子育て世代包括支援センターとの連携を強化していくと記載されているが、どのように連携を図っていくのかとして質疑がありました。

さらに、生活保護扶助費が前年度より2,600万円程度増えているが、その要因は生活保護の申請者が増えたと考えていいのかとして質疑がありました。

第4款衛生費では、新生児聴覚検査について、検査率は100%に近いと認識しているが、現在の子供の受検率及び未受検者数はどのくらいかとして質疑がありました。

また、本市の健康長寿日本一を目指すに当たって、現在の取組では市民になかなか伝わっていないと感じている。長野県佐久市では、以前、脳卒中による死亡率が一番高いまちであったが、PPK（ぴんぴんころり）を合い言葉に保健予防活動を開始した結果、12年で脳卒中の死亡率が半分になったという結果が出た。この背景には健康補導員になってもらう人を増やし、市民を巻き込んで取り組んだためとのことだった。本市も市民を巻き込み保健予防への意識づけをする取組を行っていくことが必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

さらに、再生可能エネルギー導入基礎調査を踏

まえ、水力、太陽光、風力、地熱、バイオマスエネルギーなど、米沢の地域性から見た向いている再生可能エネルギーをどのように捉えているのかとして質疑がありました。

第5款労働費では、本市独自の施策として勤労者へのキャリアアップ支援や非正規労働者への正規雇用を目指すための支援など様々考えられると思うが、本市はそういったことを行う考えはないかとして質疑がありました。

第6款農林水産業費では、タブレットによる転作確認を本市でも取り入れるべきであると四、五年前に要望した経緯がある。また、令和3年3月農林水産省から、地理情報共通管理システムは現地確認だけでなく衛星画像やAIによる作物の判定と土壌診断、スマート農業自動運転等に活用でき、統計や政策立案にもつなげることができるとの情報が出ていたが、本市においてタブレットの活用はどの程度進んでいるのかとして質疑がありました。

また、農地流動化促進事業について、本市農地の集積については、当事業の効果が一定程度集積されていると思う。そのためか、年々予算額が減少傾向にあり、毎年不用額も生じている。当事業は開始から25年以上経過しており、農業を取り巻く環境は当時と大きく変わっていることから、様々な状況を想定し、新たに制度設計していく必要があるのではないかと質疑がありました。

さらに、有害鳥獣対策事業について、令和3年6月の一般質問で、水窪ダム周辺にニホンジカ5頭を目撃したとの答弁があったが、僅か半年で築沢地区まで生息域が広がっている状況である。耕作放棄地や休耕地が増え、野生動物と人間の生活境界が不明瞭となっている状況を踏まえ、今後一層、農作物や人的被害防止に努めなければならないと思うが、新年度はどのようなところに重点を置き対策に取り組んでいくのかとして質疑がありました。

また、未来をひらく農業支援事業について、こ

の補助金に対する令和3年度の実績はどのくらいか。また、当該支援事業のメニューの中には、新規作物等導入事業や先端技術活用支援などの事業があることから、降霜被害など自然災害に対する事業にも拡充できないかとして質疑がありました。

さらに、地産木材使用住宅等建築奨励事業費補助金について、申請状況はどのようになっているか。また、この事業は、若い世代の持ち家支援につながるいい施策であると考え。今後、申請が多くなり予算が足りなくなった場合、市としてどのように考えるのかとして質疑がありました。

第7款商工費では、中小企業活性化事業について、令和3年度において様々な企業のマッチングや販路開拓等に一定の成果を上げたと思う。今回、新規事業の中小企業新展開促進事業費補助金並びに様々な取組について、これまで、ものづくり振興協議会で進めてきた事業とこれから新たに進めていこうとしている事業の関係性や展開は、今後、どのようなことを想定しているのかとして質疑がありました。

また、米沢ブランド戦略事業について、雇用の創出、競争力の強化、米沢全体のブランド化を進めるとあるが、雇用やマーケットとしての広がりなど、どのような成果が出てきたのかとして質疑がありました。

さらに、商工業振興について、今後、地元中小企業で事業承継が進まないと、廃業する企業や他地域企業への吸収や合併、買収が増えていくのではないかと考える。こういった状況になれば、法人税などの市の歳入が減ってしまう危険性がある。本市として事業承継できるような支援を行っていく必要があると考えるが、どのような取組を行っていくのかとして質疑がありました。

また、市政運営方針の中で、経済、社会、環境の3つの持続性が重要だとしているが、これまで新型コロナウイルス感染症により市内のほとんどのお祭りが余儀なく中止されてきた。今春の上杉まつりの開催をどのように考えているのかとして

質疑がありました。

第8款土木費では、日本の滝100選にも選ばれている本市の貴重な観光資源である滑川大滝の周辺道路は、非常に狭く不安である。道路標識の設置や路肩の補修などについて、市としてどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、都市計画道路の街路樹について、植栽をするのにも費用がかかるとの理由から手をつけられていないのではないかと思うが、街路樹ますをきれいにするための取組を市で行う考えはあるのか。あるいは、地元の方にお任せしたほうが良いと考えているのかとして質疑がありました。

さらに、市道の舗装補修については、パトロールにより状況を見ながら実施していると思うが、数値化した補修の基準を作成してはどうかとして質疑がありました。

また、押雪軽減支援制度について、本制度への市民の期待と効果にギャップがあると思うが、市民の評価をどのように捉えているのかとして質疑がありました。

さらに、今冬は除雪について市民の方から多くの要望等の問合せがあったと聞いているが、効果的・効率的な除雪はできないかとして質疑がありました。

また、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業について、官民連携が成功している非常にすばらしい制度だと認識している。現在、市内にはこの制度を活用した住宅で生活している方は何名いるのかとして質疑がありました。

さらに、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正に伴う事業ということだが、この法律で要配慮者に子育て世帯も含むと明記されている。第4期実施計画では、対象が低額所得者や高齢者世帯等とあるが、子育て世帯は含んでいるのかとして質疑がありました。

第9款消防費では、昨年4月の消防庁長官通知は、消防団員報酬を個人への支払いとすること、

また、消防団の運営に必要な経費と適切に区別し手当てすることの内容であった。報酬と消防団運営経費との区別について、分団と協議してきたと思うが、本市はどのような認識でいるのかとして質疑がありました。

また、昨年度、消防団員定数が見直されたと思うが、現在の消防団員の充足率はどのようになっているのか。また、団員数の減少を補うために、災害時の出動に限定された機能別消防団員が導入されたが、現在、何名いるのかとして質疑がありました。

さらに、婦人防火指導員について、現在、何名いるのか。婦人防火指導員は、消防団と共に活動しており、1月の出初式から始まり、春季消防演習、防災訓練にも参加している。火災などの有事の際は炊き出しを行ったり、平時においては応急手当ての講習など、一般の方よりも火災予防への知識、技術は備わっている。そのようなことから、災害時における婦人防火指導員の活用を市として考えるべきではないかとして質疑がありました。

第10款教育費では、適正規模・適正配置推進事業及び学校統合推進事業について、学校の統廃合に向け、他校同士の生徒間交流はどのように取り組まれているのかとして質疑がありました。

また、スクールガイダンスプロジェクト事業について、支援を受けている生徒は何名いて人数の推移はどのようになっているのか。スクールソーシャルワーカーが1名常勤とのことだが、通室での対応や本人に対するいじめの状況を考えると、1名では大変なのではないかと思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、環境教育推進法に基づき、山形県環境教育行動計画がつくられ、本市も独自にいろんな形で環境教育を行っていると思うが、どのような学習を行っているのかとして質疑がありました。

また、市政運営方針にGIGAスクールの効果的活用と記載されている。コロナにより学級閉鎖や学校閉鎖となっているところもあるが、タブレ

ット端末を使った授業や児童・生徒の体調管理など、有効的・効果的に活用されているのか。GIGAスクールの効率化を図るためにも、各学校へICT支援員を配置すべきだと考えるがどうかとして質疑がありました。

さらに、本市の学校給食について、最近の原材料や燃料の価格高騰によって調理師がやりくりしながら毎日児童・生徒に十分な栄養を与えられるようにと頑張っているのは容易に想定される。このことを踏まえ、新年度の給食費の値上げについてどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、小学校トイレへの生理用品の配置について、昨年、校長会などで相談するとの答弁があったが、その後の経過はどうなったのかとして質疑がありました。

さらに、部活動について、新型コロナウイルス感染拡大により対外試合ができなくなるなど、米沢市は制限が強過ぎるとの声が多くあったと思う。感染症拡大の抑制ということで学校を起点としたクラスターの発生に最大限配慮しつつ、これまで取り組んできた教育委員会の対応を理解はするが、一方で、部活動を休止することが本当に感染の抑制につながるのかどうか分からない。子供たちの心身の健康の観点からも、一定程度の運動や仲間と同じ時間を共有することなどは重要な要素であると認識しているが、令和4年度以降の教育委員会としての方向性と中体連の大会実施はどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、学校給食共同調理場整備について、自校給食で食材を納めていた農家や納入業者は、給食センターにも納入できると考えていいのかとして質疑がありました。

さらに、地域公民館施設整備事業費補助金について、公民館施設の老朽化による修繕は多額となっていることから、この補助金を利用してもなかなか修繕にかかるお金を確保できない。老朽化した公民館の修繕について、市としてどのように考

えているのかとして質疑がありました。

また、令和2年、3年は新型コロナウイルスの影響があり市民総合スポーツ大会や中体連などのスポーツイベントが中止となることがあったが、一生懸命練習している選手のことを考えると、中止ではなく無観客での実施、保護者の観戦を制限、選手、コーチ、大会役員のみで開催するとか、いろんなやり方があると思う。各競技団体が判断するというのではなく、開催可否のガイドラインを市でつくり、それに基づき開催してはどうかとして質疑がありました。

さらに、市営陸上競技場等体育施設運営管理事業について、陸上競技場の3種公認のための改修ということだが、改修により様々な大会を誘致できると考える。競技大会等を誘致することで市内への経済効果も期待できるが、誘致のために現在、どのような活動を行っているのかとして質疑がありました。

第12款公債費では、道の駅米沢の住民公募債の償還が計上されているが、これは市民参加及び歳入確保の意味からもいい施策だったと考える。今後、公募債の活用についてどのように考えているのかとして質疑がありました。

歳入では、目的税について、例えば、入湯税等を引き上げて、そのお金で観光基盤を整備し、地元の価値を高められることによって観光客が集まれば、お金を落としてもらえなど、いろいろなことが考えられると思う。他自治体を参考にしながら、目的税の拡充を考えるべきではないかとして質疑がありました。

以上が、議第23号令和4年度米沢市一般会計予算に対する審査の中でありました質疑・要望等の主なものでありますが、採決に当たっては、学校給食共同調理場整備事業について、2つの重大な問題があると考えている。1点目は、パブリック・コメントをやらなかったことで市民の意見を伺うという大事な点を後回しにしていること。もう1点目は、判断する材料として3つの給食方式の費用

負担が比較できず、方式の違いによる費用負担が分からないまま進んでいること。以上のことから、この議案に反対するとの意見。

このたびの当初予算で市政運営方針にあるように、経済、社会、環境の3つの持続性を高めていくことで、新規事業を含め各事業が示された。4日間、各事業の予算の審査を行ってきたが、特にコロナ禍により疲弊した地域経済への影響を緩和するために必要な生活支援、経済対策の事業が数多く盛り込まれていた。先ほどは学校給食共同調理場整備について反対との意見であったが、理由があつてこのたびのセンター方式を選んだことの説明を受け、昨年9月の補正予算が議決されたと認識している。学校給食の問題やこれからの学校の統廃合を考えると、今、これを止めるわけにはいかない。9月定例会での議決の流れを酌み、学校統廃合の計画を一日も早く前に進めるためにも、このたびの令和4年度米沢市一般会計予算を計画的かつ迅速に執行してもらいたいことから、この議案に賛成するとの意見。

学校給食共同調理場整備について、昨年9月の補正予算にも反対したが、論旨はあまり変わっていない。学校給食検討委員会の報告書にあったそれぞれの給食方式の評価検討と実現検討を明確に行うことなく、センター方式のみの優位性を前提に進むことは問題だと考えることから、この議案に反対するとの意見がありましたので、挙手による採決を行った結果、議第23号令和4年度米沢市一般会計予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

続いて、議第24号令和4年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議第34号令和4年度米沢市立病院事業会計予算について御報告申し上げます。

まず、議第24号令和4年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算では、ジェネリック医薬品の不足で先発薬の使用が少しずつ増えていると認識している。この影響が個人の医療費負担にも影

響するのではないかと心配しているが、市としてどのように考えているのかとして質疑がありました。

また、脳ドック検査費助成事業について、脳ドック検査に係る費用の一部の助成はいつから行い、受検者数の推移はどのようになっているのかとして質疑がありました。

次に、議第28号令和4年度米沢市青果物地方卸売市場費特別会計予算では、青果物卸売市場再整備を機に公設民営から民設民営へと移行していくと思うが、これによって運営事業者の業務内容に変わりがあるのかとして質疑がありました。

次に、議第29号令和4年度米沢市物品調達費特別会計予算では、障がい者就労支援施設等からの物品調達について、以前、非常に低い単価での契約について改善すべきと指摘したが、それを踏まえた新年度の対応はどうかとして質疑がありました。

次に、議第32号令和4年度米沢市水道事業会計予算では、人口減少を見据えて館山浄水場を廃止し、笹野浄水場からの給水のみとする考えだが、ライフラインで一番必要なのは水道である。温暖化によって水不足も想定しなければならないが、そういった意味からも万が一に備えた水の確保が必要ではないかとして質疑がありました。

次に、議第33号令和4年度米沢市下水道事業会計予算では、下水道管の老朽化対策について、本市の対策としてどのようなものがあるのか。また、将来の更新に要する財源がいずれ課題となると思うが、今、考えている財源はあるのかとして質疑がありました。

また、下水道が供用されている区域において、下水道に接続できない理由は経済的な部分が大いと思う。米沢市公共下水道普及促進補助金、融資あっせん及び利子補給制度の条件を緩和できないかとして質疑がありました。

次に、議第34号令和4年度米沢市立病院事業会計予算では、市立病院建て替えを機に新たに導入

しようとしている医療機器、医療技術、医療システム等は、どのようなものがあるのか。また、地方独立行政法人と地域医療連携推進法人はいつ頃をめどに設立するのかとして質疑がありました。

以上が、令和4年度の各特別会計予算及び企業会計予算の審査の中でありました質疑の主なものであります。

次に、審査結果についてであります。議第24号令和4年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計予算及び議第27号令和4年度米沢市と畜場及び食肉市場費特別会計予算から議第34号令和4年度米沢市立病院事業会計予算までの議案9件につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第25号令和4年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算及び議第26号令和4年度米沢市介護保険事業勘定特別会計予算の議案2件につきましては、異議がありましたので、挙手により採決を行った結果、議第25号及び議第26号の議案2件は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第35号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第11号）について御報告申し上げます。

第8款土木費では、除雪対策費として4億円の追加補正となったが、この補正額の中には雪捨て場の処理費用は入っているのか。また、除雪対策費について増額補正を行う判断は、どのような基準で行うのか。さらに、大雪の影響により、市内の道路にも穴ぼこが目立つが、私道も例外ではない。私道も含めた除排雪協力会は構成員の高齢化が進んでいる状況で、年金生活者も多いため修繕等の費用負担が大きい。今後、私道の修繕等を支援する施策も必要となってくると思うが、市としてどのように考えているのかとして質疑がありました。

以上が議第35号令和3年度米沢市一般会計補正予算（第11号）に対する審査の経過の中でありました質疑であります。議第35号につきましては、

全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました案件の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第23号に対し8番影澤政夫議員、10番高橋壽議員から、議第25号に対し7番小久保広信議員から、議第25号及び議第26号に対し9番高橋英夫議員から討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、8番影澤政夫議員。

〔8番影澤政夫議員登壇〕

○8番（影澤政夫議員） 議第23号令和4年度米沢市一般会計予算に対し、10款3項3目学校給食共同調理場整備事業費・委託料を含む当該予算案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案は、昨年の補正予算採決に当たっても私は反対いたしました。現状に至るその後の様々な議論経過も含め、ますます思っていたのは、学校給食検討委員会の答申にあった自校調理方式及び親子調理方式についての現状、評価検討及び実現に向けた可能性検討を明確に行うこともなく、また、都度の議論経過についても市民に真摯に諮ることもなく、センター調理方式のみの優位性を前提に、各方式ごとのコスト比較も全く行おうとしないのは、甚だ遺憾であると考えます。

それこそ7回にもわたった米沢市学校給食検討委員会の真摯な答申、3方式全般にわたってコスト比較、検証を行い、結果について市民に明示すべき責任があると私は考えます。

加えて、当局がこだわるセンター調理方式についての調査業務を全面的に業者に委託し、基本構想・基本計画も含め結果待ちとする当局の姿勢は、

非常に問題だと思います。

現存の施設から新しい設備に改めるような事案、いかなる新規整備事業においても、イニシャルコスト、ランニングコスト、この比較及び検証、提示は必須条件であり、当局の職責はもちろん、チェック機能としての議員の役割でもあると私は確信しております。

かかる重要なコスト比較を排除し、今般、業者委託の成果品のみ委ねようとする当局の姿勢について、私は容認することはできません。このようなことは、市民感覚からしても決して認められるものではないと私は判断しております。

よって、本案に反対いたします。

○相田克平議長 次に、10番高橋壽議員。

〔10番高橋 壽議員登壇〕

○10番（高橋 壽議員） 私は、議第23号令和4年度一般会計予算に反対し、討論いたします。

反対する理由は、10款教育費に中学校給食共同調理場の基本計画などに関わる予算が計上されているからです。

教育委員会が令和2年に設置した学校給食検討委員会は、約1年間、7回の検討委員会で議論を重ね、令和3年2月に今後の学校給食の在り方を小中学校共に自校方式が最も望ましい、自校方式ができない場合においては、親子方式の継続や給食センター方式も検討すると結論づけて教育委員会に報告いたしました。

その2か月後の令和3年4月、教育委員会は、米沢市学校給食基本方針案を市議会に示しました。基本方針案は、小学校は自校方式の継続を基本とし、中学校は共同調理方式が適当とするものでした。中学校は、自校方式が最も望ましいから共同調理方式が適当に転換したわけです。

教育委員会は、転換したわけではない。検討委員会の報告を踏まえたものと答弁しています。踏まえたものであれば、検討委員会の報告にある自校方式ができない場合においてのできない理由を立証しなければなりません。検討委員会に対して

も転換した理由を説明し切る必要があります。しかし、検討委員会には、その後、今日まで一切説明はしておりません。なぜやり過ぎそうとするのですか。

教育委員会は、昨年6月定例会で、自校方式ができない理由を、その第一に、統合すれば生徒数が増える。スクールバスの駐車・回転スペースが必要になる。教職員と保護者が増え、駐車台数が増える。したがって、統合する中学校、(仮称)北中学校と(仮称)東中学校の学校敷地内に自校給食調理場を建てるスペースはない。建てれば生徒の教育活動に支障が出ると答弁しました。

9月、そして、12月定例会になると、建てるスペースは全くないと。生徒の教育活動に支障が出るのは明らかなどと言い出しました。

ところが、驚くことに、教育委員会は、統合後のスクールバスの駐車・回転スペースがどれだけ必要になるのか、教職員・保護者の駐車スペースがどれだけ増えることになるのかなどについては、把握はしていないと答弁したのです。どれだけ必要になるのか。その面積は把握していないにもかかわらず、駐車場とスクールバスに必要な面積は確保できると判断したと答弁しているわけです。数字を押さえずに、一体何を基に判断できたのでしょうか。客観的な根拠でもって行政実務に携わるべき公務員の答弁とは思えないような答弁でした。

この3月定例会では、駐車場の面積は、場合によっては既存面積では不足する可能性も否定できないと答弁し出しました。これまでの答弁では、確保できる、そう言っていたにもかかわらず、今度は不足することもあり得ると言い出し、また、冬期間の押し雪スペースをより多く確保することが必要不可欠であり、既存施設の撤去による学校施設の再整備も必要になるものと考えておられますと、これまで一度も述べていなかったことを言い出してきました。その都度、その都度、御都合主義的な答弁が続いているわけです。

教育委員会は、自校調理場を建てれば生徒の教育活動に支障が出るのは明らかと答弁しています。それでは、どのような支障がどの程度出るのかと質問いたしますと、具体的にどんな支障が出るかは検証していないと答弁しています。全く論理的に成り立たない答弁を繰り返しているわけです。

3月定例会で教育長は、学校における教育環境を考えるに当たっては、単なる数字合わせや机上の議論ではなく、あくまでも子供たちの学校生活の姿を思い描きながら、よりよい環境を整備することが大切であると考えておられますと答弁いたしました。スクールバスの駐車スペースが増えるから、教職員・保護者の駐車台数が増えるからということを経験委員会が建てられない理由としているわけです。とするならば、まず、どれだけのスペースが必要になるのか、数字合わせ、机上の議論からまず始めて、そこから学校現場の現状を検証する。そういう作業に入るのが当たり前ではないですか。教育委員会は、その最初にやるべきことすらやっていないのにもかかわらず、それを指摘されて、もう開き直っているような答弁をしています。とんでもないことです。

要するに、教育委員会自身が、建てるスペースがない、生徒の学習活動に支障がないと言っていることを説明も立証もできないということです。

教育管理部長は、今ある学校敷地の面積の中に給食室を建てることになれば、当然ながら、今、使っている何らかの機能を失う、あるいは、削られる、そういったことは明らかでありますと答弁していますが、何らかの影響が出ることはあるかもしれません。しかし、問題にすべきは、影響が出たとしても、それが生徒の教育活動に決定的な支障になるものかどうか、そのことであって、むしろ影響を支障としないようにするのが、行政担当者の知恵と経験と責任ではありませんか。これでは給食検討委員会がどのような結論を出そうとも、教育委員会は、最初から自校方式の選択肢はないと決めてかかっていたと考えざるを得ませ

ん。

自校給食調理場の必要面積についても、同じことが言えます。(仮称)北中学校の470平米、(仮称)東中学校の550平米が必要だと教育委員会はこれまで言ってまいりました。なぜその数値になったのか。算出根拠を教育委員会自身が分からないというわけです。厨房機器メーカーに協力を願って算出したということであれば、厨房メーカーに問い合わせれば済む話です。それもしておりません。

これまで繰り返し紹介してきたさいたま市、川崎市の自校給食調理場の面積に比べて、当局が言う面積は2倍から3倍の面積です。そして、米沢市の給食施設、HACCP対応をしている上郷小学校、平成28年に改築予定があったこれもHACCP対応の北部小学校の給食室の事例に比べれば、教育委員会が示した必要面積はまさに過大な面積と見るべきです。なぜこうした事例を調査しようとししないのですか。

令和3年3月24日の教育委員会協議会の資料、これは非公開でやられた協議会です。(仮称)北中学校の駐車場に470平米で、(仮称)東中学校の駐車場に550平米で給食調理場を建てた場合の課題を拾い出しています。その場合、駐車スペースを確保するために代替地が必要になってくるとしています。私は、このことを踏まえ、3月定例会の代表質問で(仮称)北中学校の駐車場代替地を令和7年に閉鎖する米沢クリーンセンターグラウンドの一部、(仮称)東中学校については、校舎北側の敷地内のスペースを給食調理場建設地にすれば、生徒の教育活動に支障になることもない。子供たちの安全も確保される。自校調理場の建設は可能と提案いたしました。

予算特別委員会で、教育委員会協議会資料が述べている課題、駐車場の代替地や学校敷地拡張のために隣接地の購入などは検討したのかと質問いたしました。それに対して教育総務課長は、住民を追い出すことになるような隣接地の購入などは

検討していないと答弁いたしました。その理由を「住民を追い出すことになるから」と述べているわけです。どこのことを言っているのですか。ありもしない話です。なぜそんな荒唐無稽な答弁をするのでしょうか。これは看過できない答弁です。

令和9年統合開校予定の広幡小、六郷小、塩井小の統合小学校の給食は、給食センターからの配送もあり得ることも明らかになりました。給食検討委員会での議論にも、報告書にも、教育委員会が策定した学校給食基本方針にさえ1行もなく、令和3年5月には教育委員会が広幡小、六郷小、塩井小の統合小学校については、センターからの配送はありませんと答弁していたのが、いつの間にか、センターが近接地に建設する場合にはなどと教育委員会が勝手な条件をつけて、財政と効率の点からセンター方式をむしろ検討すべきなどと真逆の答弁をしています。これでは、今後の小学校給食についても、教育委員会があれこれの勝手な条件次第で検討委員会の出した結論を転換したのと同じように、今後、どうにでもなるということではないでしょうか。米沢市学校給食基本方針は、小学校は自校調理方式の継続を基本ととしていたのではありませんか。答弁をいつの間にか翻し、決めた方針を逸脱しているにもかかわらず、むしろ検討すべきものなどと正当化することは、許されるものではありません。

自校調理方式とセンター調理方式で実施した場合の建設費とコスト比較、特に、長期スパンでの財政負担がどのようになるのか。その比較は重要な問題でありながら、コスト比較、財政負担の比較は、調理方式の決定に際し参考にしたが判断材料にしなかったと答弁しています。

令和3年5月21日に追加資料として議会に出された資料では、自校方式、親子方式、センター方式、それぞれについて建設費と設備費の初期費用と単年度のランニングコスト額が示されています。この比較では、初期費用もランニングコストもど

ちらもセンター方式のほうが自校方式よりも高額になっています。高くなっています。長期スパンではどうなるのかとの質問に対して、長期的に見てセンター方式のほうが安価になると評価したことはないとも答弁しています。であれば、センター方式で実施した場合、自校方式と比較して長期的に見た場合、費用負担はどうなるのかと。センター方式のほうが高くなるのではと推測するのは、当然ではないでしょうか。方式を決定するための参考ではなく、判断に耐え得るだけの試算額を議会に明らかにするのは、当局の責任です。

私は、昨年9月定例会の一般質問でこのことを明らかにするように厳しく求めました。教育委員会の資料から試算すれば、中学校の給食施設の整備額は初期の建設費と設備費だけで約15億円から16億円。ランニングコストは、単年度コストが毎年同額とすれば、15年間で17億円から35億円となり、総額30億円から50億円の事業規模となってまいります。それだけに市の財政にどれだけ影響を及ぼすかについて、十分かつ慎重な検討が必要になってきます。特に、長期的なランニングコストの比較は、事業規模が大きいだけに、自校方式とセンター方式でどうなっていくのかということは明らかにする必要があります。

ところが、教育委員会が示した数字について、あくまでもどの程度かかるのか、参考までの額と答弁し、それ以上の詳しい比較額はこれまで議会に示されたことは一度もありません。自校方式で給食施設の整備ができない限り、比較額を示す必要はないと言って費用負担の比較を求めても拒否しています。私が予算特別委員会の反対意見の中でブラックボックスになっていると言ったのは、このことを指してのことです。

市内小学校のほとんどの自校調理場は、老朽化し、そして、大規模改修が必要になってくると教育委員会は繰り返し述べています。にもかかわらず、整備計画の策定も改修も先送りしています。9月定例会で指摘したように、センター方式が15

年間で7億円から14億円も自校方式より高額になるとしたら、例えば、北部小学校の老朽化した給食室の建て替えがいつになるか分からないように先送りなどしなくても済むのではないですか。北部小だけではありません。市内小学校の給食調理場の整備計画を策定するためにも、この比較額は明らかにすべきものです。

以上、述べたように、学校給食検討委員会が小中学校ともに自校方式が最も望ましいと出した結論を教育委員会は正面から受け止めて対応しようとしてきたのかどうか。教育委員会が行ったとする検証は、検討したなどとは到底言えず、全く不十分極まりないものと言えます。学校給食検討委員会の報告書の結論は、自校方式ができない場合は親子方式、センター方式の検討も、とセンター方式については消極的な選択としています。ところが、教育委員会のこの間の答弁を聞いていますと、もはやセンター方式に積極的ではないかと思えるような状況になっています。小学校給食のセンター化も検討すべきなどと小学校のセンター化も今後、あり得るような発言もし出しています。これでは、検討委員会の議論と結論は、何のためだったのですか。教育委員会は、検討委員会の結論を最大限に尊重したと再三、述べています。しかし、最大限とは、それこそ教育委員会の裁量の範囲の中での最大限ということではないのでしょうか。

教育委員会は、学校給食検討委員会が真摯に重ねた7回の議論と結論を受け止め、正面から向き合うならば、長年、給食現場で米沢市の学校給食を支えてきた生産者、商店、父母、調理師、栄養士などの皆さんと共に、統合中学校の給食は、自校調理の方式で実現するために検討を重ねるべきものです。それを教育委員会は、パブリック・コメント、市民意見の公募、これを要領に従わず実施させませんでした。検討委員会にはセンター方式とした理由の説明もしないまま、既成事実化しながら事業を今、進めています。このような行政運

営はまともではありません。

新年度予算案に計上された学校給食共同調理場整備事業費予算は削除すべきと申し上げ、反対討論といたします。

○相田克平議長 次に、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕

○7番（小久保広信議員） 私は、議第25号令和4年度米沢市後期高齢者医療費特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度が2008年度に発足し13年になります。この制度に反対する理由として、この制度は後期高齢者を差別している制度だということです。その根拠は、制度に個人単位制が持ち込まれ、新たな保険料負担が発生したことです。

75歳になると、現役で働き被用者保険の人も後期高齢者に移行し、被用者保険の様々な給付が受けられなくなることや国保の高齢夫婦世帯で夫が75歳になると夫のみが後期高齢者医療制度になり、妻が国保に取り残されることになります。世帯構成や収入が変わらないのに、家族間の加入関係や保険料が変わってしまうなどの問題があります。

さらに、複数の疾患を持ち治療が長期化するリスクの高い75歳以上の高齢者のみを対象とする制度は、リスク分散という医療保険の原理では成り立たず、世界的にも例をあまり見ません。

後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療を目的としています。個人差、性差、地域差などは全く考慮されずに一律に暦年齢で区切ることは無理があり、科学的根拠に乏しいと言えます。

国は、医療費は高齢化の進展に伴い、今後ますます増大するので、後期高齢者の医療を制限することを狙い、疾病の自己責任と支払能力に関係なく負担する応益負担を制度の根幹に据えたものです。

令和4年10月からは、現役世代の負担増を抑えるとして、今までの1割自己負担が収入によって2割自己負担が導入され、ますます負担が増えま

す。

また、年金受給が年額18万円未満の人は保険料を窓口納付することになります。特に理由もなく1年間未納が続けば、国保や介護保険の場合と同じように、資格証明書が発行される規定があります。

際限のない負担増となる制度です。医療給付費と保険料負担が連動することになり、75歳以上の人口が増え、医療給付費が増えれば自動的に保険料は上がります。

保険料は、広域連合ごとに条例で定めませんが、一般財源を持たない広域連合では、独自の保険料減免が困難です。広域連合議会の議員の定数も少なく、各市町村の長及び議会の議員のうちから選ばれるため、当事者である高齢者の意見が直接的に反映される仕組みとなっておりません。

以上のことから、後期高齢者医療制度については廃止すべきと考え、この予算案に反対いたします。

○相田克平議長 次に、9番高橋英夫議員。

〔9番高橋英夫議員登壇〕

○9番（高橋英夫議員） 私は、議第25号後期高齢者医療費特別会計予算及び議第26号介護保険事業勘定特別会計予算についての反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける希代の悪法であります。

2008年の制度導入以来、4回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。

この制度の導入当時、厚生労働省の担当者が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうためにこの制度をつくった、と講演で述べて大問題になった経緯があります。高齢者に際限ない保険料値上げを押しつけ、負担増を我慢するか、医療を受けるのを我慢するかを迫るという制度の改悪が、米沢の高齢者の生活を苦し

めているのが現状です。

私は、差別と負担増の制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すべきものと考えます。現在の国の制度をそのまま踏襲した議第25号の予算には、以上の理由から反対をいたします。

次に、介護保険事業について述べます。

介護保険制度は、2000年に社会で支える介護を掲げて導入されましたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限されるなど、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。

政府は、社会保障予算の自然増を毎年、数値目標を定めて削減する政治を続けてきました。介護報酬の連続削減、1割負担の2割、3割への引上げ、介護施設の食費、居住費の負担増、要支援1、要支援2の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護1・2の特養入所からの締め出しなど、利用者、家族の負担を増やし、介護サービスを受けにくくする制度改悪を連打してきました。

高齢者の3人に2人は住民税非課税という低所得者です。低年金、低所得の人が要介護状態になったときに入居できるのは、特養ホームしかありませんが、待機者が多くて入所したくても施設が足らず、いつまでも入所できないというのが現状です。

2015年には、かつて介護保険の創設を主導した元厚生労働省幹部が、このままでは介護保険は国家的詐欺の制度になると発言し、関係者に衝撃を与えました。

一方で、介護人材の不足が公的介護制度の存廃を脅かす重大問題となっています。これを引き起こした最大の要因は、介護従事者の過酷な労働環境と低所得です。介護職の平均給与は全産業平均より月10万円低いとされる状況が、長らく続いています。現場では、長時間、過密労働が蔓延し、福祉の初心を生かせない劣悪な労働環境も放置されてきました。雇用形態も、ヘルパーでは低処遇の非正規労働が主流です。保険料、利用料に連動

させることなく、介護福祉労働者の賃金アップを図るため、国費による賃金引上げの仕組みをつくるよう求めていかなければなりません。

2020年、介護保険20年に際して、読売新聞が行った自治体アンケートに9割の当局が介護保険制度を現行のまま維持するのは困難と回答しましたが、その理由の1位は、人材や事業所の不足でありました。現状維持では、利用者、家族、事業所、介護従事者の全てが負担を負い続けることとなります。自治体は、国の制度の根本的見直しを強く求めるべきなのではないでしょうか。

以上のことから、議第26号に反対いたします。

○相田克平議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員長報告中、異議のありました議第23号、議第25号及び議第26号の議案3件を除く議第24号及び議第27号から議第35号までの議案10件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。よって、議第24号及び議第27号から議第35号までの議案10件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第23号、議第25号及び議第26号の議案3件について、順次起立により採決いたします。

初めに、議第23号について採決いたします。

議第23号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第23号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立多数であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第25号について採決いたします。

議第25号に対する委員長報告は、賛成多数で原

案可決であります。

お諮りいたします。

議第25号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○相田克平議長 起立多数であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第26号について採決いたします。

議第26号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第26号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○相田克平議長 起立多数であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時57分 休 憩

午後 0時59分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 発議第2号本国の有事に備え
国民の生命と財産を守る事を
求める意見書の提出について

○相田克平議長 次に、日程第28、発議第2号本国の有事に備え国民の生命と財産を守る事を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者 1 番鳥海隆太議員。

[1 番鳥海隆太議員登壇]

○1 番(鳥海隆太議員) ただいま上程になりました発議第2号本国の有事に備え国民の生命と財産を守る事を求める意見書の提出についてであります。皆さん、御承知のとおり、昨今の国際情勢を見ると、非常に危うい事柄が起きているし、雰囲気も流れていると。この国際情勢の中で、やはり我が国といたしましては、しっかりと国内の整備をしないといけないと私は思ったからであります。また、そういった準備を行いまして対応できたというような事例も我が国にはございます。

思い起こせば100年前、日本海海戦という戦争がありました。それは、ロシアのバルチック艦隊が日本に、旅順に閉じ込められているロシアの太平洋艦隊を援護するためにやってきたと。しかしながら、本国としてはそこを取られると、そこを押しえられることによるリスク、そういうものを感じて、国内の整備を行った。その結果、しっかりとその脅威から本国を守ることができたということでございます。

もし、旅順港のロシア艦隊を封じ込めることができなかつたらどうなっていたか。恐らく、今の形のこの日本は残っていなかったろうと考えております。

なぜ準備できたのかと考えたときに、しっかりと外交を行っていたということでもあります。その外交に基づいての情報提供もあったと。その情報提供を基にして国内の整備をしていったということでありまして、この形は現在の国際状況にもびつたりと当てはまりますし、我が国の取らなければいけない行動がしっかりと見えてくるということだと私は思います。

意見書案の中で国内の整備を急げと言っておりますが、憲法一つとっても、また、自衛隊一つとっても、一つずつ解決していくということではなく、やはり憲法、自衛隊、そして、安保から来る日米地位協定、こういうところまでを一体として考えていかないと国内の準備はできてこない

と私は考えた次第でありますし、国はそれを率先して今、ここで行わなければいけないと考える次第であります。

確かに平和という言葉は大変重いと思いますが、では、そのためには、ただ叫んでいるだけでいいのかということでもあります。確かにその行動も私は大切だと思いますけれども、しっかりと有事に対応できるような体制をつくっておかないと、今のどこかのようなことになってしまうおそれがあると。これがそういった有事、いろんな有事があるかと思いますが、災害はしっかりと対応はできているのではないかと思います。同じように、そういった国際的な有事も考えて、今、おくべきだと、このタイミングで考えたわけであります。

そういったことから、今回の意見書の提出を考えた次第でありますし、中身については、以下、意見書案を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。

[別紙 発議第2号朗読]

以上、朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

○相田克平議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。18番我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 何点か質問させていただきます。

記の1番目の部分に、自律的な安全保障体制の確立を求めていますけれども、これは具体的にどういう中身のことを指しているのでしょうか。

○相田克平議長 1番鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） ただいまの質問ではありますが、自律的ということは、主に同盟国の軍事力、こういったところに大きく依存するのではなく、前提として自主的な防衛を考えた、そういった自律的な安全保障体制といったことを目指すということであります。

○相田克平議長 18番我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） 現在、自衛隊がありますけれども、それでは不十分なので、さらにもっと強力な軍事力が必要だということなのでしょうか。

もう1点お伺いします。

本文中に、「自衛隊は違憲」などといった無益な議論が行われている状況があると書いていますけれども、現在、今日も開催されるようですが、衆議院・参議院に憲法審査会があつて、そこで様々な意見をいろいろ調整しているのがありますが、それが無益な議論ということになるのでしょうか、国会で行っている議論が。

この2点をお伺いいたします。

○相田克平議長 1番鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） まず、議論が行われているということは、内容はともかくとして、私はいいことだと思いますし、どんどんすべきだと思います。さらに、できれば、その議論の中に、先ほども申し上げました、まず、自分たちで自分の国を守る、こういうことがなければ、多分、憲法第9条的といったことはまず守れないだろうと。そういったことを前提にしてのことでもありますし、軍事力を増強せよということを行っているわけではないと。まず、自分たちの国をどう守るのかということがあつて初めて、足りるのか、足りないのか、自国で間に合うのか、間に合わないのか、地政学的に同盟国を多くするとか、いろいろな条約を結ぶとか、そういった外交的なことも考えながら、最終的に決めなければいけないと思っております。

○相田克平議長 18番我妻徳雄議員。

○18番（我妻徳雄議員） よく分かりませんでした。

もう1点、では、別な観点からお聞きしますけれども、日本が戦渦にあるわけではないのですよね。今、まさにウクライナが戦渦にあつて、それをどうにかしろという国際世論が、いろいろなところでいろいろな活動をしている。なのに、なぜ

今、先ほど少し説明がありましたけれども、どうして日本がそれに合わせるような形でいろいろなことの法改正やら進めていかなければならないのか。その点について御説明をいただきたいと思えます。

○相田克平議長 1番鳥海隆太議員。

○1番(鳥海隆太議員) 恐らくこのウクライナの状況が、我が国の一番いいタイミングということだと思います。いつやるのかということは、思ったときにやると。そういうことだと思います。タイミング的にやはり今やるべきだということであり、ウクライナに対しては議会でも決議をしております。そういう行動を取っているということでもあります。

○相田克平議長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、発議第2号に対し、18番我妻徳雄議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕

○18番(我妻徳雄議員) 私は、発議第2号本国の有事に備え国民の生命と財産を守る事を求める意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

ロシアのウクライナ侵攻は、どのような理由があろうとも正当化できません。主権国に軍事力を行使することは、国際法に違反し、断じて認められるものではありません。ロシアは直ちに撤退すべきです。

多くの市民が命を落とし、街が破壊され、家族と別れて隣国に避難する人々の報道映像が毎日のように映されています。時には目を背けたくなる

ような場面もありました。それらの映像を見るにつけ、胸が痛みます。戦争は絶対悪です。

ウクライナ侵攻によって、憲法を変えるべきだとの声は確かに出ています。しかし、憲法との関係で論じるなら、整理が必要です。ウクライナ情勢は深刻ですが、日本自体が危機にあるわけではありません。

大規模災害や新型コロナウイルス禍では、憲法に緊急事態条項がないから憲法改正が必要との声も上がっていました。この機に便乗し自律的な安全保障体制を目指すことは、力の論理を目指すことではないのでしょうか。

憲法9条には、過去の戦争の反省が込められています。安保法制による日米同盟強化は、アメリカの戦争に関わる可能性が高まるということです。だからこそ、憲法9条をどう生かすのかを今後もしっかりと考えていく必要があります。

また、ロシアの核による威嚇に批判が高まっています。世界が痛感しているのは、核兵器は人間に持たせてはならない絶対悪の兵器だということです。この機に乗じて、核を「持たず、つくり、持ち込ませず」の非核三原則の見直し議論の開始を求める声も出ています。

しかし、核による威嚇に核で対抗しようとするのは、プーチン大統領と同じ立場に身を置くことになるのではないのでしょうか。日本が今やるべきことは、核兵器禁止条約への参加であり、戦争被爆国として核兵器のない世界へ向けて活動を強めることです。

国連憲章では、力対力の考えから脱却し、主権の尊重、武力行使の禁止を掲げ、紛争の平和的解決を求めています。

以上のことから、発議第2号本国の有事に備え国民の生命と財産を守る事を求める意見書の提出について反対いたします。

○相田克平議長 以上で討論を終結し、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ます。その文面を読み解けば、やはり前段で岸田首相が改憲を成し遂げようと呼びかけたことに対しての記載であると読み解きました。

しかしながら、改憲は衆参両院の3分の2以上の議決、さらには、我々国民による国民投票を行って改憲は進められます。つまり立憲主義にのって進められるはずであるにもかかわらず、ここで立憲主義を遵守すべき立場のトップが言うべき言葉ではないということに対して触れられている理由は何なのでしょう。

○相田克平議長 9番高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 憲法というのは、権力者を縛るものです。それが立憲主義です。ですから、縛られる立場にある者が、自分を縛っている憲法を自ら変えるという行為は、立憲主義に当然、逆行する、あってはならないという考え方、やり方、行為であります。そういう意味で書きました。

○相田克平議長 23番中村圭介議員。

○23番（中村圭介議員） 最後ですので、確認ですけれども、要するに、首相の立場で改憲を公言すること自体が、立憲主義国であるものに対してあるまじき行為だと。何らかの違法性を含むものだという認識なのか。どういう趣旨でなのかというところを聞いたかったのですが。再度、その点をお聞きしたかったのです。

○相田克平議長 9番高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 憲法第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあります。ですから、守ることがこの人たちの中心の責務ということですので、守るべきものを自ら変えていくということを行うということは、この憲法第99条にも違反すると。違憲であると考えます。

○相田克平議長 ほかに御質疑ありませんか。1番鳥海隆太議員。

○1番（鳥海隆太議員） この記の中に「9条に掲げた平和主義」と書いてあります。3番目ですが、

その下に、平和主義でウクライナ危機の解決のために尽くせということでもありますけれども、9条とウクライナの危機、9条でどのように解決できると思っているのでしょうか。

○相田克平議長 9番高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 憲法第9条の1項、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と書いております。これは、日本国の武力による威嚇、または武力の行使を否定しているということはもとより、憲法前文にありますように、世界に対して呼びかけている言葉であります。

前文にこういう文章があります。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」とあります。

ですから、憲法9条は、前文の思想、理念を当然ながら引き継いでいるということですから、あくまでも非軍事、非同盟の力で戦争を防ぐ、国際世論がそういった立場で、軍事対軍事という手段を取らない立場でロシアを包囲するとして解決するのが最も理想的な形だと思っています。

○相田克平議長 1番鳥海隆太議員。

○1番(鳥海隆太議員) 全く分からない説明でしたけれども、高橋英夫議員の意見をまとめると、憲法9条では武力は使うなど。そういった武力を使わないでの解決を求めると。そういうことを図っていく、進めていくということ、そういう理解でいいですか。

○相田克平議長 9番高橋英夫議員。

○9番(高橋英夫議員) 当事国のウクライナの国民にしてみたら、一方的にロシアから侵略を受けたということ……

○相田克平議長 質問に的確にお答えください。

○9番(高橋英夫議員) 急迫不正の相手からの攻撃に対して抵抗していることは、やむを得ないことと考えます。

しかし、アメリカを含めてNATOの国々が軍事に対して軍事で抵抗するといいますが、抗議をすれば、世界戦争になりますから、この先に絶対平和は訪れない。その意味では、あくまでも軍事対軍事の解決は選ばないということが9条の精神かと思えます。

○相田克平議長 1番鳥海隆太議員。

○1番(鳥海隆太議員) 軍と軍の衝突、武力は使わない解決を求めるといふことであれば、今、ロシアとウクライナは武力で対峙している。あなた方もやはりウクライナに対して武力は使うなど。侵攻してきた者には会話しようということでは解決しなさいと言わなければいけないのではないですか。今の話だったら。片一方の軍事力だけやるなどということでは、今、憲法9条の話をおっしゃいましたけれども、そこから逸脱しているのではないですか。ということは、この意見書自体、成り立たなくなるのではないですか。あなた方が求めるべきは、ウクライナにも銃は持つなどと言わなければいけない。そういうことにならないですか。それが憲法9条というような、あなたが今、説明した事柄ではないですか。

○相田克平議長 9番高橋英夫議員。

○9番(高橋英夫議員) あくまでも憲法9条は、紛争を武力で解決しない。それから戦力の不保持と言っています。

しかしながら、仮に日本が急迫不正の攻撃があったときには、もちろん、国民は民族自決権を守るために戦うということはある話です。しかし、当然、そういう事態が来ないように、国際的な舞台で外交努力を最大限やると、やり続けるというのが私たちの立場かと思えます。

○相田克平議長 ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、発議第3号に対し、2番成澤和音議員、17番太田克典議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。初めに、2番成澤和音議員。

〔2番成澤和音議員登壇〕

○2番(成澤和音議員) 私は、発議第3号ロシアによるウクライナ侵略行為を強く非難するとともに日本国内における改憲及び軍事力・軍事同盟力強化の策動に反対する意見書案に対し、反対の立場で討論させていただきます。

ウクライナの状況については、皆様、御承知のことと存じますので、ここでは省略させていただきます。

先ほどもありましたが、今回のロシアによるウクライナ侵攻は、我が国にとって決して対岸の火事ではございません。日本が侵略を受けていないから関係ないということではないわけなのです。今月に入ってからも、ロシア軍による択捉島、国後島に配備されているミサイルの発射実験、ロシア国籍とされるヘリコプターの領空侵入に加え、北朝鮮によるかつてない頻度の弾道ミサイルの発

射実験や北方領土、尖閣諸島問題など、日本は日本海側の上から下まで脅威にさらされています。

もし、仮に我が国が他国による一方的な侵略を受けた際に、現在の自衛隊だけでは撃退することはほぼ不可能と言われております。これは、イコール国民の生命と財産を守ることができないことを意味しているのです。

侵略と自国防衛は全く別の話であり、危機に乗じての策動ではありません。今回の事態を受け、欧州各国では既に防衛体制の見直しが進められており、日本においても防衛戦略の再考が必要となるのです。

武力衝突や戦争は、起こらないことが一番ですが、何か起こってしまってから準備するのでは間に合いません。今の日本にどんな準備が必要なのか、目を背けずにしっかり目を見開いて混迷する国際情勢の中で現実的に国民を守り抜く防衛力が問われているのです。

発議第2号で国防体制の議論を行い自律的な安全保障体制の確立を目指すことに対し賛成しているため、相反するこの意見書、さらには、これ以上の意見書案は必要ないと思い、発議第3号に関しては、反対いたします。

○相田克平議長 次に、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕

○17番（太田克典議員） 市民平和クラブの太田克典です。

私は、発議第3号ロシアによるウクライナ侵略行為を強く非難するとともに日本国内における改憲及び軍事力・軍事同盟力強化の策動に反対する意見書の提出についてを採択すべきの賛成の立場で討論します。

このたびのロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、超大国が自国の武力により隣国に戦争を仕掛けたものにほかなりません。これはまさに暴挙と言うべきものであり、発議の本文にもあるように、3月2日には40年ぶりとなる国連総会の緊急特別会合において、ロシアを非難する決議が圧倒

的多数によって採択されました。

また、翌3日には、当米沢市議会においても、ロシア軍によるウクライナへの侵略を非難する決議を満場一致で採択しました。内容は、ロシア軍によるウクライナへの侵略は力による一方的な現状変更の試みであるとし、本市は、平和都市宣言を掲げ世界の恒久平和を希求していることから、議会として断固、許すことはできないとするものです。

しかし、こうした世界各国からの非難の声にも耳を貸さず、その後もロシアは侵略を続けています。原子力発電所や核関連施設などを攻撃し、避難場所となっている劇場や病院、ショッピングセンターなどの民間施設を爆撃し、一般市民の犠牲者が増え続けています。もはや無差別攻撃と言っても過言ではない状況です。さらに、今後、生物化学兵器や核兵器が使用されるのではないかと危ぶまれています。

このような状況の中、日米同盟のさらなる強化や敵基地攻撃能力、核共有、自衛隊の明記を含む憲法改正などについての議論が活発化していることに対して、強い危機感を示したのが本発議の前身です。

日米同盟の基となる日米安全保障条約、とりわけ日米地位協定には、様々な問題があることが指摘されています。直近の問題を捉えれば、新型コロナウイルスの第6波と言われる感染拡大について、沖縄県の玉城知事がオミクロン株の感染拡大を米軍由来と指摘し、陽性者や濃厚接触者の療養状況についても情報提供がされていないとして米軍の対応を強く非難。全国の米軍基地周辺でも感染が拡大しているとし、日米地位協定の抜本的な見直しを含めて実効性のある再発防止策を講じる必要があると地元新聞が1月7日付で報道しています。

日本を攻撃しようとする外国の基地をたたく敵基地攻撃能力については、岸田首相は戦後の首相で初めて検討することを国会で明言しました。この敵基地攻撃能力は、これまで自衛隊を憲法との

関係で語る際に、基本政策として政府が唱えてきた専守防衛という考え方が抑止力に変わりつつあることを指摘した上で、専守防衛を形骸化させる駄目押しであると2月22日付のある全国紙は指摘しています。

核共有については、自民党内で有事のときに、持ち込ませず、というところを党内で議論したい。核兵器そのものを物理的に共有する概念ではなく、核抑止力や意思決定、政治的責任を共有する仕組みなどの発言が出ていることが報道されています。これは、これまで堅持されてきた非核三原則を覆すものであり、唯一の戦争被爆国として今なお苦しんでいる人がいることを考えると、到底許されるものではありません。

憲法改正について、日本国憲法第99条は、憲法を守らなければならない者として、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定しています。本来、憲法を守らなければならない首相自らが、改憲を口にするに大きな違和感を覚えずにはいられません。今、ロシアによるウクライナへの侵略が進む中、日本と北朝鮮や中国、ロシアをめぐる問題や課題に対応する手段として語られていること、この発議でも指摘している日米同盟のさらなる強化や敵基地攻撃能力、核共有、自衛隊の明記を含む憲法改正などは、どれもが軍事力に関するものになっています。

しかし、どれほどの軍事力を持てば十分であるというのでしょうか。そのためにどれほどの費用をかければ十分というのでしょうか。世界最大の軍事力を誇るあのアメリカでさえ、9.11同時多発テロを防ぐことはできませんでした。軍事力に頼ることは、さらなる軍事力の増強を招くだけであり、平和を求める声に本当の意味で応えるものではないと考えます。

世界の平和は、さきに本市議会において全会一致で決議したロシア軍によるウクライナへの侵略を非難する決議にあるとおり、あらゆる外交資源

を駆使して求めるべきものであり、また、日本国憲法前文にもあるとおり、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して求めるべきものです。決して軍事力に頼るべきものではありません。力で現状を変えようとする相手に対して力で対抗しようとすることは、万が一、その軍事力を使用することにでもなれば、甚大な環境破壊をもたらすことはもちろん、未来にわたって人々の間に憎悪の念を残してしまうことになるのではないのでしょうか。

この発議はそのことを改めて問いかけるものです。議員の皆さんの御賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

○相田克平議長 以上で討論を終結し、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

.....

日程第30 議員派遣について

○相田克平議長 次に、日程第30、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおり決定いたしますので、御了承願います。

.....

市長挨拶

○相田克平議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められております

ので、これを許可します。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

午後 1時54分 閉 会

○中川 勝市長 市議会3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

去る2月24日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。29日間にわたる会期中、提出しました案件につきまして、終始真剣な御審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

市政運営方針でも申し上げましたように、この2年間は、新型コロナウイルス感染症との闘いの日々であり、市民の命を守ることを最重要課題として捉え、地域経済への影響を緩和するため、様々な生活支援・経済対策を行ってまいりました。今後も市民の皆様が安心して日常生活を過ごせるよう対策を進めながら、本市が将来にわたって発展していけるよう、経済・社会・環境の持続性を高め、持続可能なまちづくりを実現すべく全力を尽くしてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

先ほど、新年度予算について議決されたところですが、新型コロナウイルス感染症や世界情勢などの影響により、市民生活や地域経済を守るため、緊急な予算措置等の対応が必要になることも考えられますので、議員各位の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝をお祈り申し上げ、お礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

.....

閉 会

○相田克平議長 これをもちまして令和4年3月定例会を閉会いたします。